

2012年10月20日に第309回月例会が開催されましたので、その概要をご紹介します。  
大阪企業法務研究会幹事会

-----

報告者：石井義人（弁護士）

テーマ：貸金庫に対する強制執行

報告者コメント：貸金庫に対する強制執行について著名な判決に、最高裁の平成11年1月29日（民集53巻8号1926頁）、東京高裁の平成21年4月30日（判時2053号43頁）があります。両判決の内容、理論上の問題等について検討いたします。

報告内容（見出し等）：

第1. はじめに

（甲類型）金銭債権を目的として内容物全体を一般財産として執行する類型

- ①大阪地判平成7・3・17
- ②大阪高判平成7・11・22 ①の控訴審
- ③最判平成11・11・29 ①②の上告審

（乙類型）特定物の引渡請求権を有し、貸金庫内の当該特定物に執行する類型

- ④さいたま地裁川越支決平成21・3・23
- ⑤東京高決平成21・4・30 ④の抗告審

第2. 強制執行手続と問題点

1. 甲類型における強制執行手続

（1）動産の差押

問題A：貸金庫の内容物について、銀行に民執124条の占有があるか。

問題B：銀行が動産差押に対して協力を拒むことが許されるか。

（2）引渡請求権の差押

問題C：銀行は貸金庫の内容物について、引渡請求の前提としての「占有」を有する  
のか。

問題D：利用者は銀行に対し、民執143条の「動産の引渡しを目的とする債権」を有  
するのか。

（3）取立訴訟の提起

問題E：利用者の銀行に対する貸金庫の内容物に対する引渡請求の対象は何か。

問題F：差押、取立訴訟において、目的物をどのようにして特定すべきか。

2. 乙類型における強制執行手続

（1）特定の目的物の差押

（2）引渡請求権の差押

問題G：貸金庫内の特定の物品の差押が許されるか。

（3）取引訴訟の提起

第3. 問題Aについて ①～⑥有

第4. 問題Bについて ①②③⑤⑥無、④法律上拒む根拠ない

第5. 問題Cについて ①無、②～⑥有

第6. 問題Dについて ①無、②～⑥有

第7. 問題Eについて ②個々の内容物、③～⑥内容物一括

第8．問題Fについて ②個々の動産の存在の主張立証、③④貸金庫の特定・貸金庫契約の存在

第9．問題Gについて ⑤不可、⑥可

第10．最後に

- ・甲類型については最高裁判決、乙類型については東京高裁決定で決まった。
- ・甲乙両類型で理論一環した議論は困難ではないか。
- ・貸室内の動産類に対する差押との比較という観点からも検討が必要。
- ・実務上は保全執行も問題となる。

以 上